

# **小原流の認可特定保険業(年金保険)の現状 2018**

一般財団法人

**小原流**

## 目 次

1. 認可特定保険業に関する概要および組織	2
1. 1. 概要	2
1. 2. 業務運営の組織	2
1. 3. 理事および監事の状況	3
2. 主要な業務の内容	4
2. 1. 小原流年金保険制度について	4
3. 主要な業務に関する事項	6
3. 1. 2018 年度における事業の概況	6
4. 運営に関する事項	8
4. 1. リスク管理の体制	8
4. 2. 法令遵守の体制	8
4. 3. 個人情報の取扱いについて	12
5. 直近事業年度における財産の状況	17
5. 1. 貸借対照表	17
5. 2. 損益計算書	18

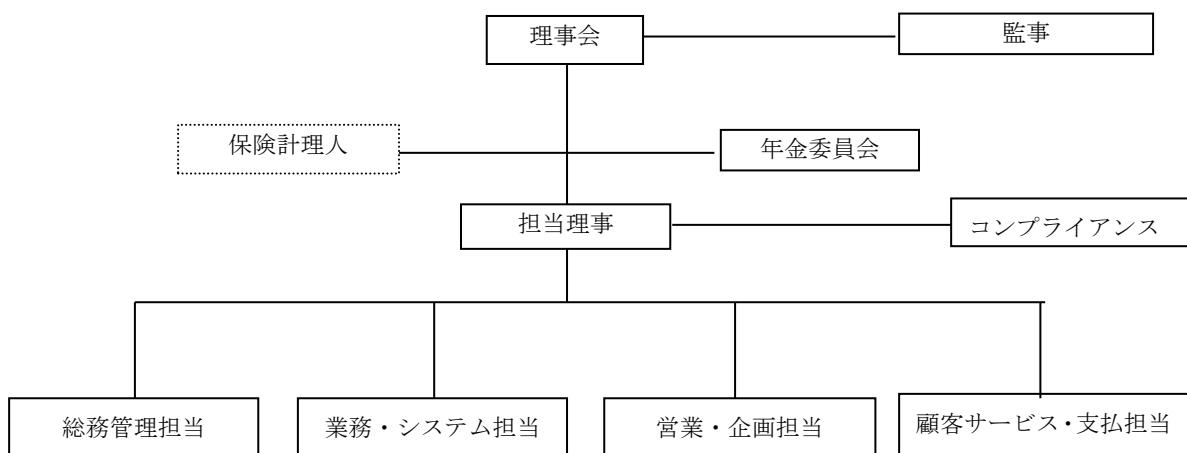
## 1. 認可特定保険業に関する概要および組織

### 1.1. 概要

法人名	一般財団法人 小原流
設立	1953年8月21日
所在地	東京都港区南青山5-7-17
理事長	小原 規容子
事務所	一般財団法人 小原流 東京都港区南青山5-7-17
使用人の数	内務職員42名

### 1.2. 業務運営の組織

(組織図)



### 1.3 理事および監事の状況

(事業年度末現在)

氏名	地位	兼職法人等名	その他
小原規容子	理事長	無し	無し
小原稚子	常務理事	無し	無し
小原宏貴	常務理事	公益財団法人日本いけばな芸術協会 副理事長	無し
林 英孝	常務理事	公益財団法人日本いけばな芸術協会 評議員	無し
松本君子	理 事	無し	無し
川上由美子	理 事	無し	無し
柴田朝喜	理 事	無し	無し
守下 篤	理 事	無し	無し
金森厚二	理 事	公益財団法人日本いけばな芸術協会 評議員	無し
吉田貞子	理 事	無し	無し
中山 栄	理 事	無し	無し
中井逸子	理 事	無し	無し
堀江みや子	理 事	無し	無し
長瀬紗容子	理 事	無し	無し
横井桂子	理 事	無し	無し
中村百合子	理 事	無し	無し
相原トヨキ	理 事	無し	無し
湯村常子	理 事	無し	無し
清水潤子	理 事	無し	無し
上村裕子	理 事	無し	無し
佐藤トシ	監 事	無し	無し
小原由紀子	監 事	無し	無し
尾崎雅子	監 事	無し	無し
藤田たみ子	監 事	無し	無し

## 2. 主要な業務の内容

### 2.1. 小原流年金保険制度について

#### (1) 概要

小原流を学ぶ人たちの老後の生活の安定をはかり、将来とも安心して教授活動に専念してもらいたいとの主旨で1967年9月に発足した小原流年金保険は、加入者約5,300名、受給者約3,400名、年金資産（信託資産、保険資産の合計）約113億円になりました。（数字はいずれも2018年12月31日現在）

小原流年金保険は、小さな保険料で大きな将来の安心が得られ、老後の保障を日々受けられる「年金保険」（1口1,000円）と一括して保険料を預けて大きな年金を受け取る「特別加算年金保険特約」（1口100,000円）の2つの年金保険から構成されています。

小原流年金保険は70歳未満の本部準会員以上の方ならどなたでも加入できます。

全加入者が支障なく年金を受給できるように、安全性を重視した資産運用に努めるとともに、未加入者の新規加入および既加入者の口数増加の促進に努めています。

#### (2) 1. 年金保険について

##### ① 加入資格

加入申込日の年齢が満70歳未満の名誉会員、正会員、準会員

##### ② 保険料

1口1,000円（上限999口）

##### ③ 年金保険の受給資格

満65歳の誕生月の翌月から受給できます。（ただし、満62歳を超えて加入した場合には、保険料36ヶ月分以上納付し、かつ加入して3年経過後からの受給となります。）

##### ④ 年金保険の受給期間

満65歳から満80歳の誕生月まで受給できます。（保証期間75歳の誕生月まで・ただし、満70歳を超えて受給資格を取得した場合の保証期間は5年間）

##### ⑤ 年金保険の年金月額

積立期間や毎月の保険料に応じて計算されます。

経済情勢の変動などにより予定利率が変わると年金月額が変わります。

##### ⑥ その他の給付

加入者が年金保険を解約するとき、保険料の各口についてそれぞれの積立期間に応じて年金保険積立返戻金を支払います。

## 2. 特別加算年金保険特約について

### ① 加入資格

主契約である年金保険の特約として年金保険加入者・受給者のみ申し込むことができます。

### ② 保険料

随時払い戻しで1口100,000円（上限3000口）

### ③ 特別加算年金保険特約の受給資格

年金保険の受給が開始されたときに特別加算年金保険特約も受給ができます。

### ④ 特別加算年金保険特約の受給期間

10年有期型（保証期間10年）、15年有期型（保証期間15年）、一括受取型から選択できます。

### ⑤ 据置期間

1年単位で10年有期型は最長5年、一括受取型は最長10年まで据置ができます。

（15年有期型の据置はできません。）

### ⑥ 特別加算年金保険特約の年金月額

積立期間、据置期間、給付期間、保険料に応じて計算されます。

経済情勢の変動などにより予定利率が変わると年金月額が変わります。

### ⑦ その他の給付

加入者が特別加算年金保険特約を解約するとき、保険料の各口についてそれぞれの積立期間に応じて特別加算積立返戻金を支払います。

### **3. 主要な業務に関する事項**

#### **3.1. 2018年度における事業の概況**

##### **(1) 全般の概況**

小原流年金は、2011年5月に施行された「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」により、2014年4月から認可特定保険事業を開始しました。

小原流年金は、小原流会員(名誉会員、正会員、準会員)の生活安定に寄与することを目的とし、年金保険(80歳有期型年金)と特別加算年金保険(10年有期型、15年有期型、一括受取型)から構成されており、2018年12月31日現在、8,875名の会員が保険加入または年金受給しております。

当事業年度の主な取組内容および業績は以下の通りです。

##### **(新規加入・口数増加への取組み)**

新規加入および口数増加を促進する活動として、以下の取組みを実施しております。その結果、2018年は282名の会員が新規加入しました。(1月から12月までの累計)。

###### **① 進級おめでとう「一筆箋」進呈**

1999年から実施しており、2018年も進級者を対象に328冊(1月から12月までの累計)を送付しました。

###### **② 新規加入者・口数増加促進運動**

小原流年金新規加入者および口数増加者を対象に、「折りたたみポーチ付マイショコバagg」を444セット(2017年5月1日から2018年4月30日までの累計)、「ヤミーマイクロファイバークロス4枚セット」を274セット(2018年5月1日から2018年12月31日までの累計)を送付しました。

###### **③ 年金制度の普及活動**

以下の活動を行いました。

ア. 「年金保険ニュース」を加入者・受給者全員に送付

イ. 支部長セミナーへの参加、支部訪問を通して年金をPR

ウ. 年金PR用「リーフレット」を75,000部、「ポスター」を320部作成し、各支部に配布。併せて「Ohana」(夏号)にも同封

##### **(当事業年度業績)**

保険料等収入は797百万円となり、責任準備金等戻入額15,243百万円および資産運用収益△337百万円を加えた経常利益は15,703百万円となりました。

一方、保険金等支払金1,638百万円、責任準備金等繰入額14,570百万円、資産運用費用57百万円および事業費39百万円を合計した経常費用は16,305百万円となりま

した。

この結果、経常利益は △602百万円、当期純利益は △598百万円となり、当事業年度末の純資産は △3,282百万円となり、責任準備金等負債金額14,599百万円に対する積立率は77.5%となっております。

## (2) 対処すべき課題

責任準備金に対する総資産の積立比率は 77.5%であるため、当財団年金制度の予定利率0.5%を確保する安定した資産運用を行い、積立水準の向上を図ってまいります。

## 4. 運営に関する事項

### 4.1. リスク管理の体制

#### (1) 基本的な考え方

事務リスクの管理に関しては、正確な事務の遂行あるいは事故・不正等の防止を図るため、内部管理体制を適切に整備し、業務の適切な運営により信頼性の確保に努める。システムに関しては、システムダウン、誤作動あるいはコンピューターの不正使用による損失を防止するため、当会内部に設置されたデータサーバーにおいて情報管理する。また、コンピューターの不正使用を防止するために、ログインコードの入力を設定することにより防止措置を講じております。

#### (2) 事務、システム体制

事務、システム管理に関しては、適正な人員を配置し運営にあたります。また、個人情報管理規定に沿った運営を行うことで、顧客情報等の重要な情報の流出を防止に努めています。

(個人情報管理規程については作成途中)

### 4.2. 法令遵守の体制

#### 一般財団法人小原流コンプライアンス管理規程

##### 第一章 総 則

###### (目的)

第1条 この規程は、当財団におけるコンプライアンス上の問題を的確に管理・処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施・運営の原則を定めることを目的とする。

###### (適用範囲)

第2条 この規程は、当財団の役職員の全てに適用する。

###### (用語の定義)

第3条 この規程における用語の定義は以下の通りとする。

###### (1) コンプライアンス

我が国の法令(法律・政令・省令・条例をいう。)、会内規程、法人倫理、社会規範等のルールを遵守することをいう。

###### (2) 役職員

当財団の理事、監事及び職員をいう。

###### (基本方針)

第4条 当財団は、コンプライアンスを特定保険業経営の基本とする。

## 第二章 組織

### (組織)

第5条 当財団のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- コンプライアンス担当理事
- コンプライアンス担当者

### (コンプライアンス担当理事)

第6条 コンプライアンス担当理事は、理事の中から、理事会の決議により、理事長が任命する。

- 2 コンプライアンス担当理事は、適宜理事会に対し、当財団のコンプライアンスの状況について、報告するものとする。
- 3 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。
- 4 コンプライアンス担当理事の役割・権限は次の通りとする。
  - (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
  - (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
- 5 コンプライアンス担当理事の職務は以下のとおりとする。
  - (1) 法令等に違反する行為または違反可能性のある行為に関する事項
  - (2) コンプライアンスに関する重要方針の策定に関する事項
  - (3) 保険関連法令及び社会情勢の動向に基づく法人行動の基本に関する事項
  - (4) 行動指針の普及に関する事項
  - (5) コンプライアンス態勢に関する事項

### (コンプライアンス担当者)

第7条 コンプライアンス担当者は、当財団の役職員の中から、コンプライアンス担当理事が任命する。

- 2 コンプライアンス担当者は、コンプライアンス態勢及びその整備にかかわる企画・推進及び統括を所管し、コンプライアンス担当理事の指示のもと、コンプライアンス態勢の実効性をあげるための方針や施策等を検討・実施する。
- 3 コンプライアンス担当者は、各部門及び外部から通知・報告される情報を双方向に伝達するとともに、役職員からのコンプライアンスにかかわる相談窓口としての役割を有する。
- 4 コンプライアンス担当者は、コンプライアンス施策の進捗状況その他コンプライアンスにかかわる事項をコンプライアンス担当理事に必要に応じて報告する。

## 第三章 義務

### (役職員の義務)

第8条 当財団の役職員は、高い倫理観と遵法精神に裏打ちされた行動を取り、結果として会員

から厚い信頼を得られるよう努めなければならない。

(遵守事項)

第9条 当財団の役職員は、すべての会員および取引先に対して、公正な取引を行うとともに、

適正な事業活動を行わなければならない。

- 2 当財団の役職員は、政治、行政との関係においては、健全かつ正常な関係を保たなければならぬ。
- 3 当財団の役職員は、会員様および取引先の情報を不正な手段で入手したり、職務遂行上知り得たこれらの情報を外部に対してみだりに開示、漏洩したり、本来の目的外に利用することを行なってはならない。
- 4 当財団の役職員は、個人の人権とプライバシーを尊重し、性別、宗教、人種、身体障害などによる理由で不当な差別を行ってはならない。
- 5 当財団の役職員は、当会の承認を得ずに他の事業に携わり、また当会の利益を犠牲にして自身あるいは第三者の利益を図ってはならない。
- 6 当財団の役職員は、反社会的勢力より不正利益供与などの要求があった場合、断固とした態度で臨み、相手の要求に応じてはならない。

(役職員の禁止事項)

第10条 役職員は業務の遂行にあたり、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 自ら法令等に違反すること
- (2) 他の役職員に対して、法令等に違反する行為を仕向けること
- (3) 他の役職員の法令等の違反についてその行為を支持すること
- (4) 他の役職員の法令等に違反する行為を黙認すること

(役職員の拒否、適切な措置)

第11条 役職員は、外部の人間から、法令等に違反する行為を持ちかけられたときは、これを拒否しなければならない。

- 2 役職員は、法令の改正等により、適切な措置をとらないと法令等に違反することが、明らかな場合には、適切な措置を取らなければならない。

## 第四章 通報及び措置

(通報の義務及び方法)

第12条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当者に通報しなければならない。

- 2 前項の通報は、口頭、文書、電話、電子メールその他いかなる方法によってもよい。また、匿名でも差支えない。
- 3 役職員は、通報を行なう場合、被通報者の誹謗、中傷にならないように努めなければならない

い。

(通報を受けた場合の措置)

第13条 コンプライアンス担当者は、前条の通報等でコンプライアンス違反行為又はおそれのある行為を知ったときは、直ちにその事実をコンプライアンス担当理事に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、コンプライアンス担当理事の承認を得て実施することとする。

2 前項の調査にあたっては、通報者および被通報者のプライバシーに十分配慮しなければならない。

(違反があった場合の措置)

第14条 コンプライアンス担当理事は、調査結果に基づき、当該行為の法令等違反の事実の有無・取扱等を確認し違反があることまたはその可能性があることを確認した場合には、理事長に報告するとともに、違反者及び所属長に当該行為の中止命令を出さなければならない。

(違反行為の中止)

第15条 前条の中止命令が出た場合、違反者及び当該違反者の所属長は、直ちに違反行為を中止し、その旨をコンプライアンス担当理事に報告しなければならない。

(懲戒処分)

第16条 当財団は、法令等に違反する行為を行った役職員及びその関係者に対して、当財団就業規則に基づき懲戒処分を行なうものとする。

## 第五章 雜 則

(免責にならない場合)

第17条 役職員は、次に掲げることを理由として、自らが行った法令等に違反する行為について責任を免れることはできない。

- (1) 法令等につき正しい知識、認識がなかったこと
- (2) 法令等に違反する故意がなかったこと
- (3) 当財団の利益を図ることを目的として行ったこと
- (4) 顧客・取引先からの誘いを断れなかつたこと
- (5) 上司からの指示を断りきれなかつたこと

(通報者の保護)

第18条 当財団は、通報を行ったことを理由として、通報者に対し不利益な取り扱いを行なってはならない。

2 通報者が、不利益に扱われていると判断される場合には、コンプライアンス担当理事は直ちに実態

を調査して、適切な措置を行うこととする。

(コンプライアンスに関する相談)

- 第19条 役職員は、自分の行なう行為がコンプライアンスに違反しているかどうか判断できない場合には、コンプライアンス担当者に確認・相談を行なうものとする。
- 2 コンプライアンス担当者は、前項の確認・相談があった場合、当該確認・相談事項について調査上 コンプライアンス担当理事に報告するとともに、確認者・相談者にフィードバックすることとする。

(社内研修)

- 第20条 コンプライアンス担当理事は、役職員に対し必要に応じてコンプライアンス研修を実施することとする。

(規程の改廃)

- 第21条 この規程の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

附則

この規程は 2014 年 4 月 1 日から施行する。

#### 4.3. 個人情報の取扱いについて

##### 一般財団法人小原流個人情報管理規程

第1条(目的)

この規定は、当財団が取扱う「顧客情報及びその他個人情報」(以下、「個人情報」という。)の取得、開示、利用等について定め、個人情報の保護に関する法律その他の法令に従い、個人情報の適正な管理を行うことを目的とする。

第2条(定義)

1. この規定における用語の定義は、以下のとおりとする。

1)「顧客情報」

各業務取引等の際、業務上の目的から収集、処理された情報であって、媒体の如何を問わずその内容から特定人(個人または団体等)と識別できるものをいう。

2)「その他個人情報」

上記顧客情報以外で、業務上取得された生存する個人に関する情報、及び当財団会員に関する情報でその内容から特定人と識別できるものをいう。

第3条(利用目的)

個人情報の利用目的は、以下のとおりとする。

- ① 各種年金契約の引受、継続・契約維持の管理
- ② 年金給付金の支払い
- ③ 各種商品、サービスの改善・充実のためのアンケート

- ④ 関連会社・提携会社を含む各種サービスの案内・提供、契約の維持管理
- ⑤ 当財団業務に関する情報のご提供
- ⑥ 他の事業者から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務の遂行
- ⑦ その他、年金その他に関連・付随する業務の運営管理

#### 第4条(利用目的の公表・通知等)

- 1. 個人情報の取得・利用にあたっては、あらかじめその利用目的を公表・通知・明示するか、若しくは、取得後速やかにその利用目的を会員に通知または公表するものとする。
- 2. 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、会員に通知し、または公表するものとする。

#### 第5条(目的範囲外での利用)

あらかじめ会員の同意を得ないで、当財団が定める利用目的を超えて個人情報を取扱うことはできない。但し下記の場合であって、理事会にて承認された場合を除く。

- 1. 法令に基づく場合。
- 2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、会員の同意を得ることが困難であるとき。
- 3. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、会員の同意を得ることが困難であるとき。
- 4. 国の機関、地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、会員の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

#### 第6条(適正な取得)

- 1. 個人情報の取得は、適法かつ公正な手段によって行うものとする。
- 2. 個人情報を第三者から取得する場合には、会員の利益を不当に害するがないように留意する。

#### 第7条(正確性・最新性)

個人情報は、利用目的に応じた必要な範囲で正確性・最新性の確保に努めるものとする。

#### 第8条(安全管理)

個人情報の漏洩、滅失またはき損等が無いよう安全管理に努めなければならない。

- 1. 個人情報の利用者の制限  
個人情報は、正当に与えられた権限に基づき業務上必要な者のみが業務上必要な範囲内で利用するものとする。
- 2. 利用責任・管理責任  
個人情報の利用者は、本規定及び関連規定、関連法令、当財団方針等に従うこととし、安全管理に対しての責任を負うものとする。また、個人情報の安全管理及び利用者の監督のために、理事長の任命により、個人情報管理責任者を定める。また、個人情報を取扱う部門

は定期的に個人情報の保管状況について個人情報管理責任者を経由し理事会に報告することとする。

### 3. 個人情報の取扱

個人情報は本規定に従い適切に分類・管理し、その重要度に応じて適切に取得、移送、利用、保管、廃棄されなければならない。

### 4. 教育

個人情報の保護意識の高揚と管理態勢の充実のため、教育の充実を図るものとする。

## 第9条(センシティブ(機微)情報)

センシティブ情報とは、政治的見解、信教(宗教、思想及び信条をいう。)、労働組合への加盟、人種及び民族、門地及び本籍地、保健医療及び性生活、ならびに犯罪歴に関する情報をいい、下記の場合を除き、取得、利用または第三者提供を行わないものとする。

なお、センシティブ情報を下記1~6に定める事由により取得、利用または第三者提供する場合には、各号の事由を逸脱した取得、利用または第三者提供を行うことのないよう、特に慎重に取扱うこととする。

1. 法令等に基づく場合。
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合。
3. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合。
4. 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。
5. 源泉徴収事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体若しくは労働組合への所属若しくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合。
6. 相続手続きによる権利義務の移転等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合。

## 第10条(外部への委託)

個人情報の取扱いを外部へ委託する場合、または業務の委託に伴い個人情報を外部に提供する必要がある場合には、選定基準として個人データの安全管理に係る規定・体制等が整備され、実績等に基づき信用度が高く、万が一の場合の損害賠償等の負担を確保できることを確認する。また、委託契約等において秘密保持等情報の維持・管理に関する事項について定めるとともに本管理規定に定める内容の遵守、報告義務・責任、定期的な立ち入り検査の実施受け入れについて記載し、外部委託先に対する必要かつ充分な監督を行うものとする。

## 第11条(第三者への提供)

下記の場合を除き、会員の同意を得ずして個人情報の第三者(個人情報保護法第23条4項で第三者に該当しないものを除く)への提供は、原則として行わないものとする。

1. 法令に基づく場合。
2. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、会員の同意を得ることが困難であるとき。
3. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、会員

- の同意を得ることが困難であるとき。
4. 国の機関、地方公共団体からの委託により法令の定める事項を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、会員の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 但し、理由の如何を問わず個人情報を第三者に提供する場合には、事前に必ず個人情報管理責任者に了承を得るものとする。

#### 第12条(会員への開示)

当会は、会員の求めに応じて、所定の手続きをもって、保有個人データを遅滞なく開示することとする。但し、開示が次のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないことがある。

1. 会員または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
2. 業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
3. 他の法令に違反することとなる場合。

なお、上記により非開示を決定した場合には、会員に対し遅滞なくその旨を通知することとする。この取扱いの事務対応手順等は、適宜個人情報管理責任者に判断を仰ぎ、これに従う。

#### 第13条(訂正等)

会員からの正当な理由に基づく保有個人データの訂正、追加、削除(以下「訂正等」という)依頼に際しては、遅滞なく調査を行い、必要に応じて訂正等を行う。また訂正等を行った場合あるいは、行わない旨決定した場合においては、会員に遅滞なく通知するものとする。

#### 第14条(利用停止等)

保有個人データの不適切な取扱いであるという理由により、会員から当財団の保有個人データの利用停止または消去(以下「利用停止等」という)を求められた場合、遅滞なく調査を行い、必要に応じて利用停止等を行う。但し、利用停止等が困難である場合には、会員の権利利益保護のために必要な代替策を講ずるものとする。

この取扱いの事務対応手順等は、個人情報管理責任者に判断を仰ぎ、これに従う。

#### 第15条(手数料)

第12条に基づく手続きに際しては、合理的と認められる範囲内で個別に手数料を設定し、徴収することができるものとする。この取扱いの事務対応手順等は、適宜個人情報管理責任者に判断を仰ぎ、これに従う。

#### 第16条(苦情等への対応)

当財団は、個人情報の取扱いに関する苦情等に対しては、適切かつ迅速に処理するよう努める。

#### 第17条(漏洩事案等への対応)

当財団は、万が一個人情報の漏洩事案等の事故が発生した場合は、直ちに原因特定ならびに影響範囲に関する調査を行い、不祥事故としての個人情報管理責任者への報告、事実関係及び再発防止策等の公表・漏洩事案等の対象となった会員の皆様への事実関係の通知、必要とされる

主務官庁への報告等を、速やかに行うこととする。

第18条(規定の改廃)

本規定の改廃については、草案を起案後、理事会の承認を得たうえで改廃を決定するものとする。

附則 本規定は、2014年4月1日より制定施行する。

## 5. 直近事業年度における財産の状況

### 5.1. 貸借対照表

(単位 : 円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	—	保険契約準備金	14,570,266,808
現金	—	支払備金	156,605,338
預貯金	—	責任準備金	14,413,661,470
信託資産	9,239,444,545	契約者配当準備金	—
保険資産	2,063,689,260	代理店借	—
有価証券	—	再保険借	—
国債	—	その他負債	16,910,032
地方債	—	借入金	—
社債	—	未払法人税等	—
株式	—	未払金	16,910,032
外国証券	—	未払費用	—
その他の証券	—	前受収益	—
貸付金	—	預り金	—
有形固定資産	—	リース債務	—
土地	—	資産除去債務	—
建物	—	仮受金	—
リース資産	—	その他の負債	—
建設仮勘定	—	退職給付引当金	—
その他の有形固定資産	—	役員退職慰労引当金	—
無形固定資産	—	価格変動準備金	11,906,918
ソフトウェア	—	繰延税金負債	—
リース資産	—	負債の部 合計	14,599,083,758
その他の無形固定資産	—	(純資産の部)	
代理店貸	—	基金	—
再保険貸	—	代替基金	—
その他資産	14,400,000	指定正味財産	—
未収金	—	剰余金	△3,281,549,953
未収保険料	—	基金等合計	—
		その他有価証券評価差額	—
		金	—

前払費用	—	繰延ヘッジ損益	—
未収収益	—	評価・換算差額等合計	—
仮払金	—	純資産の部 合計	△3,281,549,953
準用保険業法第113 条繰延資産	—		
その他の資産	14,400,000		
繰延税金資産	—		
貸倒引当金	—		
資 産 の 部 合 計	11,317,533,805	負債及び純資産の部合計	11,317,533,805

## 5.2. 損益計算書

(単位 : 円)

科目	金額
経常収益	15,703,344,062
保険料等収入	796,900,560
保険料	796,900,560
再保險収入	—
責任準備金等戻入額	15,243,062,121
支払備金戻入額	195,076,800
責任準備金戻入額	15,047,985,321
契約者配当準備金戻入額	—
資産運用収益	△336,618,619
利息及び配当金等収入	—
預貯金利息	—
有価証券利息・配当金	—
貸付金利息	—
その他利息配当金	—
信託運用益	△366,116,769
保険収益	29,498,150
売買目的有価証券運用益	—
有価証券売却益	—
有価証券償還益	—
有価証券評価益	—
その他運用収益	—
特別勘定資産運用益	—
その他経常収益	—
経常費用	16,304,857,824
保険金等支払金	1,637,729,714
保険金	—
年金	1,637,729,714
解約返戻金	—
その他返戻金	—
再保険料	—
責任準備金等繰入額	14,570,266,808
支払備金繰入額	156,605,338
責任準備金繰入額	14,413,661,470
契約者配当準備金繰入額	—

資産運用費用	57,465,706
支払利息	—
信託運用損	—
売買目的有価証券運用損	—
有価証券売却損	—
有価証券評価損	—
有価証券償還損	—
貸倒引当金繰入額	—
信託手数料	43,710,260
保険手数料	13,755,446
特別勘定資産運用損	—
事業費	39,395,596
営業費及び一般管理費	39,395,596
税金	—
減価償却費	—
退職給付引当金繰入額	—
その他経常費用	—
準用保険業法第113条繰延資産償却費	—
その他の経常費用	—
準用保険業法第113条繰延額（△）	—
経常利益（又は経常損失）	△601,513,762
特別利益	15,171,582
価格変動準備金戻入額	15,171,582
特別損失	11,906,918
減損損失	—
価格変動準備金繰入額	11,906,918
その他特別損失	—
税引前当期純剰余（又は税引前当期純損失）	△598,249,098
法人税及び住民税	—
法人税等調整額	—
法人税等合計	—
当期純剰余（又は当期純損失）	△598,249,098